

## 国民スポーツ大会選手団派遣事業補助金 支給基準

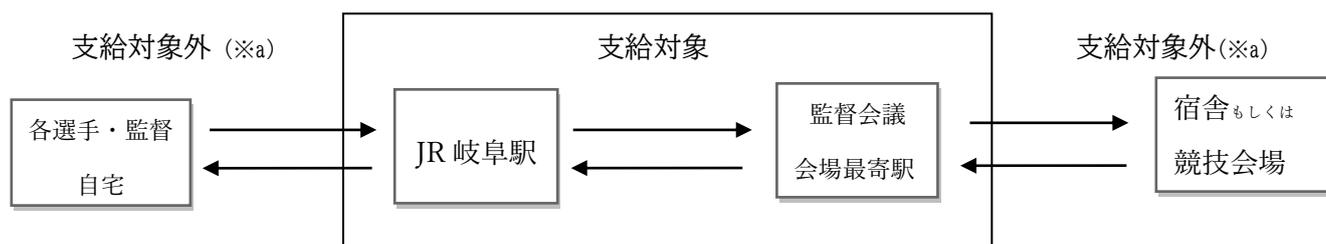
### ■交通費

公式行事（※1）実施日の前日から競技会最終日（※2）までを対象期間とする。

なお、競技終了日（※3）に宿泊をする場合は、それに係る期間で支給することができる。

居住地にかかわらず JR 岐阜駅から各競技の種目・種別の監督（代表者）会議会場の最寄り駅までを基準とし、鉄道運賃の実費相当額（※4）の往復分を支給する。

ただし、沖縄県及びその他の離島で開催される場合は、航空機、船舶等の実費相当額を支給することができる。（※5）



（※a）国スが強化対策事業助成金から支出することができる

### ■宿泊費

公式行事（※1）実施日の前日から競技会最終日（※2）の前日までを対象期間とする。

なお、原則、競技会最終日の宿泊費は支給しないが、競技会終了後に移動手段が確保できない場合に限り宿泊費を支給することができる。（後泊）

宿泊費は、開催都道府県の宿泊要項に基づき、配宿された宿舍の1泊2食の料金で宿泊費対象日数分を支給する。

また、競技終了日（※3）に宿泊する場合は、競技終了時刻にかかわらず支給することができる。ただし、宿泊をしない場合は、開催都道府県の宿泊要項に基づきキャンセル料を支給する。

<1人あたりの宿泊費> ※入湯税は支給しない。

ブロック大会：宿泊要項に記載の1泊2食の料金の2分の1×宿泊費対象日数（+キャンセル料）

本大会：配宿された宿舍の1泊2食の料金×宿泊費対象日数（+キャンセル料）

#### 【宿泊費支給対象期間】

例	前泊	公式行事 (※1)	競技会開催期間			
			1日目	2日目	3日目	競技会最終日 (※2)
競技会最終日まで滞在 (移動手段が確保できる場合)	1	1	1	1	1	×
競技会最終日まで滞在 (移動手段が確保できない場合)	1	1	1	1	1	1 (後泊)
競技会1日目で敗退 (競技終了日に宿泊する場合)	1	1	1 (※3)	\	\	×
競技会1日目で敗退 (競技終了日に宿泊しない場合)	1	1	●	\	\	×

1…宿泊費支給対象	×…宿泊費支給対象外
●…キャンセル料支給対象	\…キャンセル料なし

#### ◇少年種別について

監督が引率しており、競技終了日（※3）に選手のみで帰らせることは困難なため、監督の派遣費対象期間に準じて支給することができる。

（※1）監督会議・公式練習等

（※2）それ以降、試合・表彰式等が開催されない日

（※3）競技会開催期間中に競技が終了した日（競技敗退日や荒天等による競技会期短縮決定日）

（※4）ブロック大会は少年種別選手のみ学生・生徒旅客運賃割引証を適用（利用区間の片道の営業キロが101キロ以上ある場合）し、本大会はJR旅客運賃割引を適用し、本会が定めた規定額

なお、繁忙期・閑散期は考慮せず、通常期の金額を基準とする

また、実施要項に監督（代表者）会議会場の記載がないもしくはオンライン開催の場合、競技会会場を基準とし、競技会会場が複数ある場合、総合表彰式会場を基準とする

（※5）競技実施日にかかわらず総合開会式及び総合閉会式の日の金額を基準とする

#### ◇総合開会式参加競技・種別について

総合開会式に参加する者は、下記の理由により、その前日から派遣費対象期間とする。

・前半日程開催競技のうち、「宿舎から総合開会式会場までに要する時間が90分未満」である地域を参集範囲とし、その地域に配宿される選手団については原則参加するものとする。

・総合開会式に参加する場合、開催県実行委員会の定める当日スケジュールを鑑み、岐阜県選手団の集合時刻を決定する。なお、参加対象競技はその時刻までに必ず集合する。（激励会や入場行進の練習を行うため）

・総合開会式会場へは開催県実行委員会が通知する指定集合地（宿舎等）から出発する計画バスに乗車しなければ入場できない。

・計画バスの運行時刻は開催県実行委員会より通知があり、例年最も遅い時刻でも9時ごろの出発となっている。また、計画バスは複数便無く、時刻の変更は不可能である。

#### ◇総合閉会式参加競技・種別について

競技終了日（※3）以降であっても総合閉会式に参加する者は、交通費は当日、宿泊費はその前日までを派遣費対象期間とする。

令和2年4月1日から適用

令和6年4月1日から一部変更して適用